

## 標準型エレベーター「アーバンエース」が国土交通大臣の認定を取得 改正建築基準法施行令の戸開走行保護装置義務化に対応

株式会社日立製作所(執行役会長兼執行役社長:川村 隆/以下、日立)は、2009年9月28日から施行される建築基準法施行令の改正で設置が義務付けられる「戸開走行保護装置」に関し、標準型エレベーター「アーバンエース」において、国土交通大臣の認定を取得しました。

2005年の千葉県北西部地震などをを受けて、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しが行われ、制御装置等に不具合が発生した場合にエレベーターの扉が開いたまま、かごが動かないようにする装置(戸開走行保護装置)の設置や、地震が起きた際に最寄り階で乗客を降ろす地震時管制運転装置の設置が義務化されます。このうち、戸開走行保護装置においては、ブレーキや制御盤が万一故障しても、それを検知して戸開走行を防止するための「ブレーキの二重化」および「通常の運転制御から独立した戸開走行判定装置」を設置して対応することになり、これらの性能について国土交通大臣の認定取得が必要になりました。日立では、エレベーターの機種や積載質量・定格速度の範囲を分類した上で、構造方法や性能等の規定に適合しているかどうかについて、国が指定する性能評価機関へ順次性能評価申請を行っており、この度標準型エレベーター「アーバンエース」において国土交通大臣の認定を取得したものです。

日立は、提供する全てのエレベーターについて大臣認定を順次取得していく予定であり、今後も、利用者にとって安全・安心・快適なエレベーターを提供していきます。

### 今回国土交通大臣の認定を取得した機種とその積載質量・定格速度

項目	詳細
機種	標準型エレベーター「アーバンエース」
積載質量	450kg(6人)～1,000kg(15人)
定格速度	45・60・90・105m/分

お客様お問い合わせ先  
株式会社日立製作所 都市開発システムグループ カスタマー・サポートセンター  
TEL:03-3620-1040(直通)

以上

---

このニュースリリース記載の情報(製品価格、製品仕様、サービスの内容、発売日、お問い合わせ先、URL 等)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---